

機関誌発行規則

(目的)

第1条 公益財団法人新しき村（以下「当法人」という）の公益目的事業を推進するため機関誌「新しき村」（以下「機関誌」という。）を発行することに関する事項を定める。

(登載事項)

第2条 機関誌に登載する事項は、公益法人の機関誌にふさわしい内容として、おおむね次のとおりとする。

- (1) 新しき村の精神その他武者小路実篤の教え等に関する事項
- (2) 当法人の運営に関する事項
- (3) 村内会員・村外会員からの新しき村の精神を生かしてどのように生活しているか、その他随筆、詩、俳句等々
- (4) その他必要と認める事項

(発行人、発行所、編集)

第3条 広報紙の発行人、発行所及び編集担当は、次のとおりとする。

発行人 理事長
発行所 当法人
編集 当法人編集委員会

(発行回数及び発行日等)

第4条 機関誌の発行回数は、原則として年4回とする。

2. 機関紙は、オールカラー印刷で一回につき60頁～80頁の冊子とする。

(編集委員会及び編集作業)

第5条 機関誌編集委員会は、以下の内容で構成し、作業を進める。

- (1) 委員長は、理事会で選任した機関誌担当理事とする。
- (2) 委員は、当法人の村内会員及び村外会員の中から委員となることを希望する者とする。
- (3) 委員の中から年4回発行する機関誌のうち、編集責任者は、印刷会社にそのまま印刷できる状態まで仕上げる。編集責任者として発刊することを希望する委員を副委員長兼当該発刊号の編集責任者とする。

(配布)

第6条 機関誌は、発行の都度村内会員・村外会員・機関誌購読会員その他当法人理事会において配布することを決定した先に配布する。

(事務局)

第7条 編集事務局は、当法人事務局とする。

第8条 本規則に定めなき事項は、編集委員の意見を聞いたうえ機関誌担当理事が定める。

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規則は、令和7年4月18日から施行する。

令和7年4月27日改訂。